

沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(沖縄県税条例の一部改正)

第1条 沖縄県税条例(昭和47年沖縄県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(同法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「施行規則第2条の2に定める」を「同項の」に改め、同条第5項中「第2条の3第2項の各号」を「第2条の3第2項各号」に改める。

第42条第1項中「当該」を「同表の」に改め、同条第2項第1号から第3号までの規定中「によつて」を「により」に改める。

第43条第1項中「によつて」を「により」に改める。

第71条第1項中「第39条の2の3第1項」を「第39条の2の4第1項」に、「第39条の2の3第2項」を「第39条の2の4第2項」に改める。

第84条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第84条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の施行令第39条の9で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第85条第1項中「消費等」の次に「(第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表

の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の次に「又は金額」を、「計算」の次に「その他これらの規定の適用」を加え、「第39条の9」を「第39条の9の2」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第8条の2の3で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として施行令第39条の9の2第4項から第8項までに定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第85条の2中「860円」を「930円」に改める。

第2条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第85条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項、第5項及び第7項中「によつて」を「により」に改める。

第46条第1項第1号イ中「みなし課税法人、」の次に「投資法人（）」を加え、「投資

法人、」を「投資法人をいう。）、特定目的会社（」に改め、「特定目的会社」の次に「をいう。）」を加える。

第85条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第85条の2中「930円」を「1,000円」に改める。

第4条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第85条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。

第85条の2中「1,000円」を「1,070円」に改める。

第5条 沖縄県税条例の一部を次のように改正する。

第84条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第85条第1項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

（沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 沖縄県税条例等の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第9項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第19項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改める。

附則第20項の表附則第11項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表附則第12項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改め、同表附則第13項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中沖縄県税条例第84条の次に1条を加える改正規定、同条例第85条及び第85条の2の改正規定並びに第6条並びに附則第3項から第8項までの規定 平成30年10

月 1 日

- (2) 第 1 条中沖縄県税条例第28条第 1 項の改正規定及び次項の規定 平成31年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条及び附則第 9 項の規定 平成31年10月 1 日
- (4) 第 3 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成32年 4 月 1 日
- (5) 第 3 条中沖縄県税条例第85条第 3 項及び第85条の 2 の改正規定並びに附則第10項から第15項までの規定 平成32年10月 1 日
- (6) 第 4 条及び附則第16項から第21項までの規定 平成33年10月 1 日
- (7) 第 5 条及び附則第22項の規定 平成34年10月 1 日

（県民税に関する経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の沖縄県税条例（附則第 7 項、第14項及び第20項において「新条例」という。）第28条第 1 項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 3 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 4 平成30年10月 1 日前に沖縄県税条例第83条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同条例第85条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。附則第11項及び第17項において「売渡し等」という。）が行われた地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 3 号。以下この項及び次項において「平成30年改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第74条第 1 号に規定する製造たばこ（沖縄県税条例等の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第36号）附則第 8 項に規定する紙巻たばこ 3 級品を除く。以下この項及び第 8 項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する沖縄県税条例第83条第 1 項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）又は平成30年改正法第 1 条の規定による改正後の地方税法（附則第11項において「新法」という。）第74条第 1 項第 4 号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第 7 号。附則第11項及び第17項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることと

なるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正法附則第10条第3項に規定する申告書を平成30年10月31日までに知事に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。

7 附則第4項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、新条例第85条第2項の規定中「前項」とあるのは「沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第 号。次項及び第85条の5の2において「平成30年改正条例」という。）附則第4項」と、新条例第85条第3項の規定中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第4項」と、新条例第85条の5第5項の規定中「法第74条の12第2項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第10条第6項の規定により適用される法第74条の12第2項」と、新条例第85条の5の2の規定中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第5項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成30年10月31日」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第85条第1項、第85条の2、第85条の3、第85条の5第1項から第4項まで及び第85条の7の規定を除く。）を適用する。

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第4項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、沖縄県税条例第85条の7の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又

は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第85条の5第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式を添付しなければならない。

- 9 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 10 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 11 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 12 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正法附則第12条第3項に規定する申告書を平成32年11月2日までに知事に提出しなければならない。
- 13 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を施行規則第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。
- 14 附則第11項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）第85条第2項の規定中「前項」とあるのは「沖縄県税条

例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第 号。次項及び第85条の5の2において「平成30年改正条例」という。）附則第11項」と、32年10月新条例第85条第3項の規定中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第11項」と、32年10月新条例第85条の5第5項の規定中「法第74条の12第2項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第12条第6項の規定により適用される法第74条の12第2項」と、32年10月新条例第85条の5の2の規定中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第12項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成32年11月2日」と読み替えて、32年10月新条例の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第85条第1項、第85条の2、第85条の3、第85条の5第1項から第4項まで及び第85条の7の規定を除く。）を適用する。

- 15 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第11項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、沖縄県税条例第85条の7の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第85条の5第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式を添付しなければならない。
- 16 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 17 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該製造たばこを直接管理する当

該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 18 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正法附則第13条第3項に規定する申告書を平成33年11月1日までに知事に提出しなければならない。
- 19 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を施行規則第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。
- 20 附則第17項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1項第6号に掲げる規定による改正後の沖縄県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）第85条第2項の規定中「前項」とあるのは「沖縄県税条例及び沖縄県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第号。次項及び第85条の5の2において「平成30年改正条例」という。）附則第17項」と、33年新条例第85条第3項の規定中「第1項」とあるのは「平成30年改正条例附則第17項」と、33年新条例第85条の5第5項の規定中「法第74条の12第2項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第13条第6項の規定により適用される法第74条の12第2項」と、33年新条例第85条の5の2の規定中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「平成30年改正条例附則第18項」と、「これらの項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成33年11月1日」と読み替えて、33年新条例の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第85条第1項、第85条の2、第85条の3、第85条の5第1項から第4項まで及び第85条の7の規定を除く。）を適用する。
- 21 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第17項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、沖縄県税条例第85条の7の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第85条の5第1

項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式を添付しなければならない。

22 附則第1項第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

平成30年6月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、県たばこ税の税率を3回に分けて段階的に引き上げるとともに、加熱式たばこに係る課税方式の見直しを行う等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。